第 4 回　労働分科会

日時：2016 年 11 月 2 日　18 時～

場所：商工会事務局

出席者：9 社 9 名

債務者と生活保護の問題について

現在のチェコの制度では、債務者は定職について収入を得てしまうと、最低生活費を除いた給与の全額を、借金返済のために差押え人により差し引かれてしまう。しかし生活保護を受けている場合はこの対象にならず、借金返済が一時的に停止する。この制度を悪用し失業し続けている人がおり、一説によると失業者の 4 分の 1 に上ると言う。こういった制度は労働意欲を失わせるひとつの要因であり、制度改正を訴えるべく、11 月 23 日の政府とのラウンドテーブルにて議論する議案に含めたい。提案内容を説得力のあるものにするため、具体的な数値を示す必要があるが、事務局にて「債務者でなお且つ生活保護を受給している（失業している）人数」の統計がないか調査したところ、見つからなかった。しかし一方で、マルクソヴァ労働社会大臣が、これら制度の問題を把握し、改善策を思案している旨の報道記事が出ていることから、ラウンドテーブルに於いてはマルクソヴァ労働社会大臣が問題共有されている事に賛同し、是非解決への取り組みを支持したい旨を伝える事とする。また、その際に具体的な対策案の説明を求める事にする。

今回の分科会においては、債務者でありながら定職についている労働者もいる事が明らかになった。ある企業では正社員の 10%、派遣社員の 25%が債務者であるという。しかし、借金返済に給与が回らないようにするため、一定の金額（最低生活費等の差押え免除額）以上の所得がないよう、残業はせず欠勤も多く見られる。（差押え対象額に達しないよう、労働者自ら収入額をコントロールしている。）この件も踏まえ、現行の債権回収制度のように、差押え免除額を設定するのではなく、差押え可能額を所得の比率で設定する等、制度の改正をすべきであるという意見も出た。また、スロバキアが失業者のへの処遇を厳格化する、という先日の報道を受け、チェコ政府もそのような改正を行うべきだという意見で一致した。

労働力不足に拍車をかける新規投資

①ネクセン

8 月末の報道以降、目立った報道はない。8 月末の報道では、未だ建設許可が下りず、建設許可が出るのは来年第一四半期であるだろう、との予測であった。現在、幹部候補の採用活動が始まったという情報もある。

②ダイムラー

ポーランド・ヴロツラフ近郊に新規工場を建設予定だが、失業率も低く労働力を確保するためにチェコ人を採用して、チェコへ送迎バスを手配するとの情報もある。

各企業の労働力不足問題の現状

①労働者不足

今回の分科会参加企業の現状を総合すると、必要人数の約 5%の労働者が不足している。労働分科会発足当時（2016 年 4 月）に比べ、状況が悪化した企業もあった。また、労働者クラスの人員は賄えているが、エンジニアクラスの労働者が不足しているという企業もあった。

②外国人の雇用

外国人を雇用するということで、文化や生活習慣の違いから懸念点も見られる一方、ブルガリア人、ウクライナ人、ベトナム人等の外国人を雇用している、もしくは雇用の計画をしている企業が数社見られた。しかし、ビザ発給に制限がかかっている件で、ベトナム人雇用について動き始めたが、15～20 人のビザ申請のうち、半年経った現在までで 3 人しかビザが下りていないという問題点も抱えている企業があった。

③人材募集

人材紹介所や就職イベント等の機会、ラジオ放送等のツールを駆使しても、労働者が集まらない。新規採用をしても、すぐに辞めてしまうケースも多く見受けられた。また、労働者に限らず、事務員であっても人材が見つからず、雇用が難しい現状である。

④人材の維持

概ねの企業において離職率が高く、常に人材を募集している状況である。毎月 3%程度の労働者が辞めていくという企業もあった。また、派遣社員は試用期間中に辞めてしまう事が多いという事例もあった。

⑤給与・福利厚生

概ねの企業において、給与の上昇は必須となっているようである。その他、ボーナスや福利厚生を増やす策を検討している企業も数社あった。

労働分科会の継続について

労働分科会は仮にて 2016 年末までの発足であったが、本日の参加者全員一致で来年の継続を決定した。